

# 11月は児童虐待防止推進月間です



保護者や同居人による「子どもへの虐待」が深刻な問題になっています。

児童虐待防止の対策を強化するため、児童の権利擁護として、親が児童の「しつけ」に際して体罰を禁止するほか、児童相談所の機能強化等の所要の措置を講じる「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年4月に施行されました。

虐待による痛ましい被害や死亡事例をなくし、子どもの人権を守っていくためには、できるだけ早く虐待に気づき、対応につなげていくことが必要です。

虐待は特別な家庭の問題ではありません。どの家庭でも起こりうる問題として、社会全体で虐待から子どもを守っていきましょう。

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合や、近隣の家庭の様子がおかしいと思ったときは、児童相談所または役場福祉課に相談・通告をお願いします。

## 児童虐待は次の4つに分類されます

### ①身体的虐待

- 殴る、蹴る ● たばこの火を押し付ける
- 戸外に締め出す など

※生命に危険が及ぶ恐れもあります

### ②性的虐待

- 子どもへの性交、性的暴行
- ポルノ写真などの被写体を強要する など

### ③ネグレクト

- 適切な食事を与えない
- 極端に不潔な環境で生活させる
- 重大な病気やけがをしていますが、病院に連れて行かない など

※保護者としての看護を著しく怠っていること

### ④心理的虐待

- 言葉で怖がらせる、脅迫する
- 他のきょうだいと著しく差別して扱う
- 子どもの面前で配偶者などに暴力をふるう など



## 相談・通告に関するQ&A

Q 誰が通告する（できる）のですか

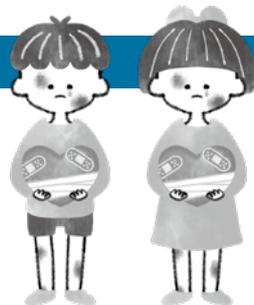
A 誰でもできます。通告は、**地域に住む皆さんの義務**です。

「児童虐待防止法」で、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、通告することが義務として定められています。

Q 通告は匿名でもいいですか

A はい。通告は電話でも手紙でも構いません。通告した人の秘密は守られます。

また、通告内容を調査した結果、虐待ではなかった場合でも、通告者が責められたり、罰せられたりすることはありませんので、安心してください。



## 相談・通告窓口

### 《福祉課 福祉支援室》

- 平日 8:30~17:15 TEL:0859-68-5534
- 夜間・休日（宿直が担当者に取り次ぎます） TEL:0859-68-3111

### 《米子児童相談所》

〒683-0052 米子市博労町4丁目50 TEL:0859-33-1471

《児童相談所虐待対応ダイヤル》<sup>いちやく</sup>**189** ※管轄の児童相談所に転送されます

